

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 4月 3日

青森県知事 三村 申吾 殿

提出者

住 所 青森県黒石市あけぼの町 105-4

氏 名 共栄舗装 株式会社

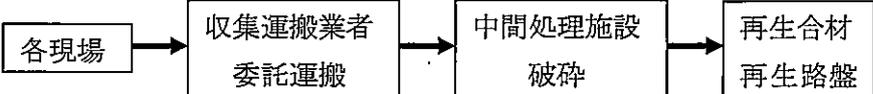
代表取締役 安田 貴子

電話番号 0172-52-5157

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	共栄舗装 株式会社
事業場の所在地	青森県黒石市あけぼの町 105-4
計画期間	令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月 31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	舗装工事業、土木工事業、とび・土工 工事業
② 事業の規模	資本金 3,000 万
③ 従業員数	13名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	 <pre> graph LR A[各現場] --> B[収集運搬業者委託運搬] B --> C[中間処理施設 破砕] C --> D[再生合材 再生路盤] </pre>

（日本工業規格A列4番）



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 (第2面 別紙)

① 現 状

【 前年度 (令和4年度) 実績 】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず
排 出 量	1475.83 t	0.06 t	0.00 t	0.00 t	1.48 t

(これまでに実施した取組)

- ・ 切削オーバーレイ工事では、切削廃材を無駄に排出しないような施工計画図を作成した。
- ・ 公共工事では、再生As合材や再生路盤材を積極的に使用し、リサイクル率を高めるようにした。

② 計 画

【 目 標 】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず
排 出 量	1400.00 t	0.10 t	0.00 t	0.00 t	1.00 t

(今後実施する予定の取組)

- ・ 工事現場においては、廃棄物を無駄に排出しないような施工計画の立案と、計画図の作成を推進する。
- ・ 発注者 (民間工事を含む) に対して、リサイクル製品の使用を積極的に提案し、リサイクル率を高めるようにする。
- ・ 社内敷地において、資材の保管場所を整備して混在や劣化を防止し、廃棄物の増加を防ぐよう努める。

産業廃棄物の分別に関する事項 (第2面 別紙)

① 現 状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

※がれき類 (As殻、Co殻)

- ・ 工事現場においてがれき類が混在しないようにトラックに積み込み、現場から処理場へ直接搬入している。

※廃プラ類、金属くず、紙くず、木くず

- ・ 社内敷地に回収カゴを置き、廃棄物の種類毎に分別して収集している。

② 計 画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ 適正な分別と処理をするため、関連する法令、その他の規則を遵守し、行政の環境対策に協力する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 (第4・5面 別紙)

① 現 状

【 前年度 (令和4年度) 実績 】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず
全処理委託量	1475.83 t	0.06 t	0.00 t	0.00 t	1.48 t
優良認定処理業者へ	t	t	t	t	t
再生利用業者へ	1475.83 t	0.06 t	0.00 t	0.00 t	1.48 t
認定熱回収業者へ	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ	t	t	t	t	t

(これまでに実施した取組)

- ・建設産業廃棄物処理委託契約の締結と、処理施設及び運搬車両の確認。
- ・産業廃棄物管理票 (建設系廃棄物マニフェスト) による収集運搬から処分に至るまでの確認及び管理。

② 計 画

【 目 標 】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず
全処理委託量	1400.00 t	0.10 t	0.00 t	0.00 t	1.00 t
優良認定処理業者へ	t	t	t	t	t
再生利用業者へ	1400.00 t	0.10 t	0.00 t	0.00 t	1.00 t
認定熱回収業者へ	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ	t	t	t	t	t

(今後実施する予定の取組)

- ・適正な分別と処理をするため、関連する法令、その他の規則を遵守し、行政の環境対策に協力する。

(第 6 面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。